

大分大学男女共同参画推進室育児支援サービス補助事業の利用の手引

平成26年12月11日制定

平成27年 3月 5日改正

平成30年 3月 7日改正

令和 2年10月 5日改正

令和 4年12月 8日改正

令和 6年 1月29日改正

1. 趣旨

男女共同参画推進室では、教職員（非常勤職員を含む。）並びに本学の学部及び大学院に在籍する正規生（以下、「学生」という。）の育児と仕事・学業との両立を支援することを目的とし、育児支援サービスを利用する際の料金の一部を大学が負担する事業を実施する。育児支援サービスとは、ベビーシッター会社（個人のベビーシッターサービスは補助対象外。注1）及び市町村で行っているファミリー・サポート・センターの提供サービスをいう。

2. 利用資格

本事業を利用できるのは、次の号に該当する常勤及び非常勤（勤務時間が1日6時間以上かつ1週30時間以上）の教職員、並びに学生とする。ただし、本人が休職・休学中、産前産後休暇中、育児休業または介護休業中の者は除く。

- (1) 小学校6年生までの子どもを養育している者
- (2) 配偶者が就労している等によりサービスを使わなければ申請者が就労・就学が困難な状況の者

3. 補助内容等

本事業の育児支援サービスの利用についての補助内容は、次のとおりである。

- (1) サービス利用料の5割を補助する。ただし入会金、年会費は補助の対象とはならない。
- (2) 教職員及び学生1人（1世帯）につき、補助上限額（年度）まで補助するものとする。
当該年度の補助上限額は、男女共同参画推進室で決定する。
- (3) サービス利用時間は、教職員にあつては、就業時間中（通勤時間を含む。）であること。*出張、土日、祝日の入試業務、行事などによる時間外労働、休日労働も含む。
学生にあつては、授業時間内（通学時間を含む。）であること。
*土日、祝日は、補講などの場合に限る。

4. 申請方法

本事業の利用を申請する教職員及び学生（以下、「申請者」という。）は、次の申請書類を男女共同参画推進室まで提出する。

- (1) 育児支援サービス利用料補助事業申請書（様式1）
- (2) 育児支援サービス事業者等との利用契約書（利用申込書）等の写し
- (3) 子どもの年齢を証明できるもの（健康保険証の写し等）

5. 承認決定等

- (1) 男女共同参画推進室は、提出された申請書類を審査して利用の可否決定のうえ、申請者に通知する。
- (2) 推進室から承認の連絡を受けた申請者は、育児支援サービスについて、利用後に、育児支援サービス補助事業請求書（様式2）と領収書を推進室へ提出する。
複数回利用の場合、請求書は1か月単位でまとめて提出する。出張、土日、祝日の入試業務、行事などによる時間外労働、休日労働については、プログラム等の概要がわかる文書の写しを添付する。

6. 留意事項

- (1) 補助の対象となるのは、ベビーシッター会社(個人のベビーシッターサービスは補助対象外。注1)及び市町村で行っているファミリー・サポート・センターの提供サービスの利用に限る。(参考例：保育所、幼稚園などへの送迎。放課後や児童育成クラブ終了後。冠婚葬祭や講習会など乳幼児を連れて出かけにくい場合。育児の援助が必要な場合。)
- (2) 育児サービス等利用時には料金(割引券利用の場合は割引後の料金)を申請者が直接ベビーシッター会社等へ支払うものとする。補助金は所定の手続き後、申請者の口座に振り込むこととする。
- (3) 補助金の給付には、サービス利用者氏名、支払金額、サービス利用期日、利用内容が明記された領収書(原本)を提出することとする。
- (4) 年度途中で本事業の予算がなくなった場合には、当該年度の補助金の給付を終了するとともに利用者に連絡する。

【参考】

(市町村)

- 注1：大分市HP 大分市認可外保育施設一覧表【ベビーシッター】参照
※上記以外でも、申請があれば男女共同参画推進室による審査のうえで認める場合がある。
- 大分市子育てファミリー・サポート・センター
大分市金池南1丁目5番1号(ホルトホール大分2階)
電話 097-576-8246
- 別府市ファミリー・サポート・センター
大分県別府市荘園6組-5(ほっぺパーク内) 電話 0977-27-1189
- 由布市ファミリー・サポート・センター
由布市湯布院町川上3738-1 由布市役所子育て支援課内
電話 0977-84-3111(内303)

